

2008年夏号

事務所HPアドレス
<http://homepage3.nifty.com/tosoho/>



発行
東葛総合法律事務所
 編集責任者 宗 みなえ
 〒271-0092
 千葉県松戸市松戸1281-29
 住友生命松戸ビル5階
 電話 047-367-1313(代)
 FAX 047-367-1319

残暑お見舞い申し上げます



栃木県・湯西川温泉にて

ごあいさつ

燃え上がりそうな暑い夏…と思つていたら土砂降りの大雨が降り、日頃穩やかな川が氾濫してしまうという大変な日々に見舞われる今年の夏です。

皆様お変わりなくお過ごしでしようか。
 私たちは、戦争は非人間的行為の最たるものであり、国が戦闘行為に荷担することは、一切弁明の余地など無いと考えます。それは人間社会に生きる者の搖るぎない信念であつてほしいものです。

平和な社会を築くということは、困難の連続でありましょうとも、積極的に努力していきましょう。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士

福富 美穂子

弁護士

齋藤 雅子

弁護士

田中 淳哉

弁護士

宗 みなえ

弁護士

大西 欣也

事務局長

小久保 雅弘

事務局員一同

布川事件 高裁も勝利

刑事司法に警鐘を鳴らす 弁護士 福富美穂子



高裁での勝利決定がでた直後に。杉山さん（左）と桜井さん（提供 国民救援会）

七月一四日、東京高裁第四刑事部は布川事件第二次再審請求即時抗告審で、水戸地裁土浦支部の再審開始決定を支持し、検察の即時抗告を棄却する決定をしました。検察はこの決定を不服として特別抗告をしています。

決定当日午前一〇時、一団となつて裁判所に向かつた弁護団の目に、正面を埋めつくす支援者の方達の姿が飛び込んできました。あまりの人の多さと大きな声援・拍手に緊張感も一気に高まり、見つけても引きつた笑顔しかお返しえませんでした。いつもは大混雑をしている裁判所の工場がまばらで、全員があつという間に高裁第四刑事部書記官室へ。請求人である桜井さん・杉山さ

に文字通り「張り付いて」いました）待つこと五分。小部屋に通された請求人二人と主任弁護人二名のもとに、書記官が重々しく決定書を運んできました。

その後「勝利決定」「再審開始」の旗を持った二人の弁護団員が先頭に、多くの支援者が待つ裁判所正門前へ。割れんばかりの拍手と歓声、まばゆいばかりのマスコミのフラッシュとで本当に歴史的な瞬間だという実感がこみ上げてきました。

高裁決定は、土浦支部決定が提起した多くの問題点を改めて評価し、その相当部分の判断の正当性を再確認し、重ねて支持しました。再審請求審における証拠の評価方法につき、検察官の主張する限定的な評価方法を排除し、再審の扉を開いたと言われている白鳥・財田川決定の理論を素直に実践し、総合的・全面的な再評価を行っています。

布川事件は、物証はなく自白とわずかな目撃証言しかない事件ですが、高裁決定は、まず、自白を支えるとともに、それ自身も重要な情況証拠であります。

さらに、その他の弁護団の主張についても丁寧に応え、例えば、桜井さ

に緊張感も一気に高まり、見つけても引きつた笑顔しかお返しえませんでした。いつもは大混雑している裁判所の工場がまばらで、全員があつという間に高裁第四刑事部書記官室へ。請求人である桜井さん・杉山さ

に文字通り「張り付いて」いました）待つこと五分。小部屋に通された請求人二人と主任弁護人二名のもとに、書記官が重々しく決定書を運んできました。

その後「勝利決定」「再審開始」の旗を持った二人の弁護団員が先頭に、多くの支援者が待つ裁判所正門前へ。割れんばかりの拍手と歓声、まばゆいばかりのマスコミのフ

ラッシュとで本当に歴史的な瞬間だという実感がこみ上げてきました。

高裁決定は、土浦支部決定が提起した多くの問題点を改めて評価し、その相当部分の判断の正当性を再確認し、重ねて支持しました。再審請求審における証拠の評価方法につき、検察官の主張する限定的な評価方法を排除し、再審の扉を開いたと言われている白鳥・財田川決定の理論を素直に実践し、総合的・全面的な再評価を行っています。

二つめは「一部」可視化の危険性です。確定審では桜井さんの自白を録音したテープが証拠として提出され、それが自由の任意性・信用性を認め

